

# 獨協医科大学障がいのある学生に対する修学支援に関する基本方針

本基本方針は、獨協医科大学に在籍する全ての学生（医学部、看護学部、大学院医学研究科、大学院看護学研究科、助産学専攻科）のうち、障がいのある学生に関わる修学支援について定めるものとする。

## I. 基本方針の趣旨

獨協医科大学（以下「本学」という。）は、本学に在籍する障がいのある学生が、障がいのない学生と等しい条件のもとで、学生生活を送れるように修学支援を行うことに積極的に取り組むものとする。

障がいのある学生とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他に心身の機能に障がいがあるため、長期にわたり授業又は学生生活に相当な制限を受ける学生であり、本人が修学支援を希望し、かつ本学がその必要性を認めた学生をいう。

## II. 基本原則

### 1. 不当な差別的取扱いの排除

本学では、障がいのある学生に対する差別的取扱いにより、学生の持つ権利・利益を侵すことを禁止する。ここで言う、差別的取扱いとは、正当な理由なく、障がいのある学生を不利に扱うことである。また、ここで言う正当な理由とは、学生と本学の権利・利益及び教育の目的・内容の維持等の観点から、具体的な状況に応じて総合的・客観的に判断されるものとする。

### 2. 社会的障壁の除去及び合理的配慮の提供

- (1) 社会的障壁とは、障がいのある学生にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような事物（利用しにくい設備など）、制度、慣行（障がいの学生の存在を意識していない慣習、文化など）、観念（障がいに対する偏見など）、あらゆる一切のものを指す。
- (2) 障がいのある学生から、社会的障壁の除去を必要としている意思の表明があった場合、当該学生の権利、利益を侵害することの無いよう、障がいの状態に応じ、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努める。
- (3) 合理的配慮とは、障がいのある学生が、障がいのない学生と等しく「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障がいのある学生に対し、その状況に応じて教育を受ける場合に個別に必要とされるものである。この合理的配慮の提供については、当該学生の要望に基づいて行う。ただし、本学における体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものとする。
- (4) 入学者選抜において障がいに基づき差別することがないよう、本学の修学に本質的に必要な能力・適性等について、障がいのない学生と公平に判定するための機会を提供することを原則とする。

- (5) 入学後、個々の学生の障がいの状態・特性等に応じて、学生が得られる機会への平等な参加を保障するよう配慮し、参加については合理的配慮を行うものとするが、本学のディプロマポリシー及び各学年の進級（卒業）判定基準を変えることはしない。
- (6) 個々の障がいのある学生に対する合理的配慮を行うため、事前の環境改善措置（施設等のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報の発信等）に努めることとする。

### Ⅲ. 修学支援について

- 1. 上記、基本原則のもとに、障がいのある学生一人ひとりの修学支援の要望に基づき、本学の関係部署が緊密に連携・協力して個別対応を行う。
- 2. 支援に関する事務は、医学部においては学務部学生課、看護学部においては看護学部事務室庶務学生課、大学院医学研究科においては学務部教務課、大学院看護学研究科、助産学専攻科においては看護学部事務室看護教務課において行う。

### Ⅳ. 附 則

この指針は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。